

開成町議会第21回新庁舎に関する調査特別委員会会議録

平成30年6月29日（金曜日）

○議題

平成30年6月29日（金） 午前9時開議

（1）新庁舎建設に係る資金計画について

（2）議会機能について

○出席委員（11名）

委員長 吉田 敏郎

副委員長 前田 せつよ

委員 佐々木 昇

委員 山田 貴弘

委員 湯川 洋治

委員 石田 史行

委員 菊川 敬人

委員 下山 千津子

委員 和田 繁雄

委員 井上 三史

委員 星野 洋一

（議長 茅沼 隆文）

○説明のため出席した者

財務課長 田中 栄之

財務課主幹 柏木 克紀

○議会事務局

議会事務局長 小宮 好徳

書記 指宿 卓哉

○委員長（吉田敏郎）

議長、はじめに挨拶をお願いします。

○議長（茅沼隆文）

おはようございます。今日は新庁舎に関する調査特別委員会ということで、入札の結果が出て、いよいよ我々の活動としては、大詰めに差し掛かってきたなど、そんなふうにも感じているところですので、今日は、入札の結果等々について、財務課から御説明いただくということで、この結果を踏まえて、7月25日に随時会議を予定しておりますので、そのときの質問を含めて、いろいろと今日、質問等々があれば、しておいていただきたいと思います。

ただ、本会議については、事前協議をしてはならないこともありますので、そういうことも、ある程度理解された上での議論というのですか。審議をしていただければと思うんですけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長（吉田敏郎）

ありがとうございました。

それでは、第21回の新庁舎に関する調査特別委員会を開催いたします。

午前9時00分 開議

○委員長（吉田敏郎）

今日は、議題の新庁舎建設の入札についてということで、財務課から課長と主幹が見えておりますので、説明をしていただき、皆さんから質問があれば、質問をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、課長、主幹、御説明のほう、よろしくお願いいたします。

○財務課長（田中栄之）

ただいま、議長からお話ありましたけれども、7月25日を予定してございますけれども、いわゆる契約議案というところとで、御承知のように、議案になってしまいますと、そこに書かれていることの中での御質問になってしまうということで、いわゆるその前段であるとか、その中でどういったお話があったのかということが、なかなかお互いにお話しする機会がないので、本日は、特別委員会の中で、議案と直接関係がないということであっても、お話をさせていただこうということで、開催のほう、お願いしたところでございます。

それでは、お手元に、先日、日曜議会の折にお配りをいたしました、総合評価方式による入札結果報告書というものと、あともう一つ、どうも総合評価方式、ピンとこないよという話もございましたので、これは国土交通省のほうで作成をされた、総合評価方式、落札方式というのは、こういうものですよというのがありますので、それをお読みいただいたという前提でお話をさせていただきたいと思います。

まず、最初になるのですけれども、そもそもこの入札に係る最初の出来事といいますのは、平成30年3月20日火曜日になります。ここで平成30年の第1回指名業者選考委員会というものが開催をされてございます。その中で、今回の開成町新庁舎建設工事につきましては、条件付き一般競争で行うということを決断をしております。

す。条件付きと申しますのは、一般競争ということになりますと、あまねく日本に全国にある建設業の方が入札参加資格があるということになりますので、やはりこれだけの物件であるということ。それから、ある程度の技術力がないところにお任せすることはできないということで、そのときの条件としましては、神奈川県内に本店、受任地、支店があって、建築一式に希望がある。ここまではよくある話なのですけれども、その後が、経審で1,500点以上、いわゆるこれは経営事項審査というもののの中で、1,500点以上とっている会社でないと、今回の入札には参加はできませんよということで条件を設けさせてもらいました。

1,500点以上ということになりますと、正直かなり力を持った会社でないと、これに参加ができない。この経営事項審査というのは、とても非常に難しい計算方式になっていますけれども、簡単に言いますと、いわゆる資金力、お金もあって、しかも人も持っているところでない、1,500点を超えることはなかなか難しいということで、自ずから、簡単に言うと、上位から27社ということになったということで、そもそも、まず入札を開始いたしました。

その後、いろいろな経過はあるのですが、最終的にはこの報告書にもありますとおり、6社が応札をしていただいたというところがございます。内容につきましては、お読みいただいておりますので、後ほど柏木のほうからかいつまんでお話をしますけれども、お話を前回の全協でも差し上げましたとおり、既に開成町のホームページ、あるいは神奈川県 of 公共入札システムの中でも発表してございますとおり、予定価格が23億4,702万円、税込みでは25億3,478万1,600円、これは外構込みということでございます。それに対しまして、落札価格は、結果的には、21億1,300万円、税込み22億8,204万円、落札率は90.029%ということで、最終的には落札業者が決定しているところでございます。

まず前段は、ここまでとさせていただきます、本日の資料、それから、先日、お配りしました入札結果報告書に基づいて、簡単に改めて御説明をさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

○財務課主幹（柏木克紀）

すみません。本日、お配りをさせていただきました資料の、開成町新庁舎建設工事について、というところの5番の工事の概要で、延べ床面積が、3,891.28と記載をさせていただいたところですが、小数点以下がちょっと間違えておりまして、延べ床面積につきましては、3,891.31です。まず、修正のほう、お願いいたします。大変申しわけありませんでした。

それでは、総合評価方式による入札結果の御説明をさせていただきたいと思っております。

今回、6月13日に先生方にお集まりいただきまして、最終の評価をしていただきました。この内容を、表にまとめながら報告書をつくり上げたところでございます。前段のところに関しましては、目次でつくらせていただきましたが、今回の総合評価方式を取り組んだことについての経過を記載させていただいたところでございます。

その後、工事の概要、報告の概要というところで添付させていただいて、記載を

させていただいたところでございます。こちらの工事の公告の概要については、一般の条件付き競争入札に出したものと全く同様のものとなっております。

今回の工事名につきましては、開成町新庁舎建設工事、場所につきましては、延沢773番地、建設の完成期限につきましては、契約の確定日から、2019年11月29日金曜日までと、当初の工期は設定をさせていただいております。

建築の概要につきましては、構造は、鉄筋コンクリート造と一部鉄骨造となっております。延べ床面積は、3,891.31平方メートルとなっております。

階数は、地上3階で、最高高さの部分で、16.39メートルとなっております。

今回の発注につきましては、上記の建設工事の一式、及び地上外構を含んでおります。

今回、入札の公告につきましては、予定価格の事前公表をさせていただきました。予定価格の事前公表の金額は25億3,478万1,600円消費税込みとなっております。

今回の条件付き一般競争入札につきましては、低入札価格による履行確認調査を実施するものとししました。

続いて、選考の体制につきましては、以前、御説明をさせていただきましたとおり、5名の外部委員の方で構成しております、「開成町新庁舎建設施工者候補者選考委員会」の方々に先行をしていただいたところでございます。

4ページになりますが、落札者の候補者決定までの手順は、前々回でしたか。特別委員会で御説明をさせていただいたとおり、3月26日に公告をし、5月22日に参加者の応募の締め切りをさせていただきました。その後、委員の先生方に、書類をお届けに上がりまして、先生方は事前に内部の確認と審査をしていただいたものを6月13日に、皆様お集まりいただいて、そこで議論、討論等をしていただきながら、総合評価の提出を定めたところでございます。

その点数が定め終わった後に、神奈川電子入札共同システムで、一括の入札の開札を行いました。

今回、低入札価格調査制度を実施するということになってございますが、入札価格、後段に出てきますけれども、低入札価格調査制度になった方がいらっしゃいましたので、しっかりと別の組織であります、低入札調査委員会を開きまして調査をし、入札の札の有効性等を確認し、その後、総合評価値の算出をさせていただいた後に、委員会の先生方に、再度、その状況を報告して、承認をいただき、落札候補者決定をしたところでございます。参加者の確認等につきましては、記載のとおりでございます。

今回、総合評価による落札候補者決定というところで、7ページに記載がありますとおり、先行書類につきましては、基礎項目と提案項目、二つの項目に分けて審査をしたところでございます。

基礎項目の内容につきましては、記載のとおり、企業の技術力と企業の姿勢というところの二つの大きな項目に分けながら、中には、女性の活躍に関する調書等を含め

て、企業の姿勢を問うところ。そして、今回、施工に伴う品質管理や安全管理、そして、発注者が指定した課題というところで、Z E Bに関する考え方というところの技術提案を求め、最終的には加算点の合計を40点というところで、書類の選考をしてきたところでございます。

今回、先生方に書類の提出されたものをお渡しに上がったときには、応募者の名前のほうは分からないように処理をした上で、公平な審査をしていただくというところをさせていただきました。

9ページに記載がございますが、応募者の符号と応募者名につきましては、最終的な総合評価値が出たときに、はじめて先生方に公開したものでございます。

報告書につきましては、このように記載をさせていただきましたが、先生方の事前審査においては、6社の方の名前は伏せた形になってございます。

選考書類の採点の前に、事前審査といたしまして、応募者の経営状況の確認をさせていただきました。全6社に対しまして、法人税納税証明書、法人税報告書、有価証券報告書の写し等を3期分提出を求めたところでございます。6社とも特に経営事項に関しましては問題がないというところの判断ができたところでございます。

10ページになりますが、選考書類の採点結果につきましては、A社、B社、C社、D社、E社、F社に対して点数をつけていったところでございます。

今回は、基礎項目と提案項目二つに分けてございますが、基礎項目の20点満点のところ、15点未満は、一次審査で失格とすることとしておりましたが、基礎項目の加点数20点ないし、対して6社とも15点以上の点数が得られましたので、技術項目の提案項目の残りの施工の品質管理、安全管理、発注者が指定した課題の提案の審査に移りました。そちらの合計点数も、やはり20点でございましたが、各社とも様々な提案をいただきながら、点数のほう、先生方が見て、点数の付与をしていたところでございます。

最終的には、技術評価点40点満点中、A社22.4点、B社28.4点、C社は25.8点、D社24.9点、E社は29.2点、F社は33.7点という合計点数となったところでございます。

11ページにいきます。11ページに、各社の入札価格の開札の状況を記載をさせていただいたところでございます。こちらの開札につきましては、電子入札共同システムで一括で開札をしたところでございます。

開札の結果、本件公告の際、予定価格はあらかじめ公開していたことから、全社とも予定価格以上の入札はなかったところでございます。

また、6社中3社が、低入札価格調査基準以下での入札があったところです。その中で、低入札価格調査制度の中にも、失格基準等を設定してございますが、その失格基準を下回る価格の入札はありませんでした。

今回、3社が低入札調査基準以下、失格基準価格以上の方が3社いられましたので、同日に、開成町低入札価格調査委員会を設置して、低入札価格調査基準以下で入札をされた3社につきまして、運用要綱に基づき、入札金額についての調査及び審査を実

施したところでございます。

今回、総合評価落札方式で、候補者の選定をするというところでございましたので、入札金額の有効性の判断を低入札調査委員会で実施していただきました。それに伴いまして、調査の対象者に対しては、新しい調査票等を提出していただくことはせずに、先に出されました経営内容及び信用状況について、審査を再度、細かくしていったところでございます。

また、今回の入札につきましては、積算の妥当性、業者側が積算をされた積算の妥当性というところを適正に判断するために、「提出用内訳書」というものを一緒に提出をしていただいたところもございましたので、その内容を確認しながら、過度のダンプが行われていないか、調査をしたところでございます。

今回、低入札調査委員会で審査をした結果、今回の入札の金額につきましては、全て有効というところで調査を終了したところでございます。

全社応札をしていただきました入札価格が有効というところで、総合評価値を算出したところでございます。

総合評価値につきましては、応募書類の合格で与えられる100点と、先に評価をしました、40点の評価点をあわせて140点満点中で何点獲得できたかというところで審査をしたと。そして、その持ち点のものを、今回応札された入札価格で除算、乗じて、割り算をして、除して、金額が20億の金額で割りますので、10の8乗を乗じた上で、小数点第4位を四捨五入して、総合評価値を求めたところでございます。総合評価値の算定につきましては、12ページに記載させていただいたとおりでございます。

A社につきましては、評価点は、122.4点、入札価格は20億8,890万ですので、総合評価値は、この割り算と、10の8乗を掛けますと、5.859点となります。同じような計算を、A社、B社、C社、D社、E社、F社ともに行った結果、順位を一番下段に書かせていただきましたとおり、総合評価値の一番高い会社につきましては、F社となったところでございます。F社につきましては、大成建設さんとなりましたので、この結果をもって、最も総合評価値の高かった大成建設株式会社横浜支店が落札候補者に決定したところでございます。

個別に提出をしていただきました基礎項目、及び提案項目の評価結果につきましては、13ページ目以降に記載をさせていただいたところでございます。

記載をさせていただきましたとおり、基礎項目の部分で女性活躍や、また、今回、庁舎公共工事で必要となります、品質管理マネジメントや、環境マネジメントの取り組み、また、施工実績等、各社ともに実績が豊富なところがございました。また、町民への公開方法や、女性の活躍等も各社しっかりと取り組んでいただいていた内容となっております。

また、施工管理その後も技術提案の部分につきましても、各社とも、様々な経験をもとに、品質管理につきましても、施工管理につきましても、ZEBに関するものにつきましても、様々な提案をしていただいて、しっかりと審査したところでござい

す。

内容の細かいところにつきましては、記載させていただいたとおりとなっておりますので、説明の部分は割愛をさせていただきたいと思います。

一番最後、26ページ以降は、今回、審査を携わっていただきました委員の方からいただきました講評と、最終的に委員長が御発言された内容をまとめたところでございます。

今回、定時調査をしていただいた委員の方々には深く感謝をしながら、今回、この結果を受け止めて、総合評価の審査を終了して、落札候補者の部分を決定したところでございます。

説明は以上です。

○委員長（吉田敏郎）

ありがとうございました。ただいま柏木主幹から説明をしていただきました。事前に皆様にも、入札結果報告書の中で説明を、事細かく掲載をしておりますので、皆さん熟読していただいたと思いますので、今回、今、課長、主幹が見えておりますので、今回の入札に関して、皆さんから質問等ございましたら、質問していただければと思います。

また、先程議長も言いましたけれども、25日、議案の審査がございますので、そこまでに聞きたいことがありましたら、ぜひ、今日聞いていただきたいと思いますので、では、質問のある方は、挙手をもっていただいて、私から声を聞きます。

湯川委員、どうぞ。

○3番（湯川洋治）

9ページの（3）の選考書類採点前の事前審査、いわゆる国交省のリニア関係で、いわゆる大手ゼネコンなどを指名競争入札停止していることがあり、これは加味しなくては、全然問題は別ですか。

○財務課長（田中栄之）

まず、結論から申し上げますと、全くそこは考えてございません。そもそも指名競争入札制度そのものが、なかなか皆さん御理解が得られていないので、そこから御説明をしますと、これはよく裁判にもなるのですけれども、そもそも指名をするかどうかというのは、これはちょっと厳しい言い方をしてしまうと、普通地方公共団体内部における準備的行為にすぎない。要はどこを選ぼうが、簡単に言えば、町長が決めることです。実際には裁判で敗訴しているケースが多いです。

いわゆる指名停止措置をとるかとらないかということになりますと、これにつきましても、発注側の指名基準の運用として、公共工事を発注するのにふさわしくない業者を指名業者の対象から、一定の期間除外するということで、これも発注者の内部的な措置だということになっております。行政処分ではないということです。

もう一つ言ってしまうと、処罰を与えるために、この制度があるわけではなくて、開成町の仕事をさせていただくにあたって、その会社ではふさわしくないというような行為が行われた場合、これまでもそうですけれども、開成町においては、公共工事に

おける談合ですとか、それから、公共工事における死亡事故、それからあってはいけ
ないですけど、手抜き工事、一番気にするのは、実は経営状況です。これは大変お
恥ずかしい話ですけども、開成町、過去にも苦い経験をしてございますので、一番
気にするのは、経営状況が不安定な会社は、指名停止をさせていただきます。現在は、
ちなみに開成町は2社、指名停止をかけています。これはどちらも経営状況が不安定
ということで、こういった会社に入札に参加されること自体が、開成町にとって不利
益になるという判断をしたものでございます。

これにつきましては、基本的には、先程お話ししました、指名選考委員会、副町長
が委員長ですけども、この中で図って、いわゆる疑義ある案件が出た場合には、そ
の中でどうしようかということを経営相互にお話し合いをいただいて、必要であ
れば指名停止をする。

ただ、先程申し上げた、経営状況が不安定ということになりますと、これは事実と
して間違いないので、即日指名停止の措置をとらせていただくこともございます。と
いうことからしますと、今回の場合には、非常に説明は難しいのですけれども、指名
停止措置をとった場合の理由は述べられるのですが、とっていない理由と言うのが述
べづらいというのでしょうか。そもそも指名停止措置をとる案件ではないという判断
を委員会ですてございます。

○3番（湯川洋治）

とりあえず、大成という名が出ると、すぐそこに持っていく人が結構いらっしやい
ますので、その辺確認をしました。

○財務課長（田中栄之）

おっしゃるとおりで、私のほうも、そこを心配している。ただ、翻って見ますと、
4社中ちなみに1社しか入札をしていないという、結果的にはあまり影響がなかった
のかなということで、参考まで申し上げますと、実は現時点で、近隣でその4社につ
いて指名停止をしているのは、秦野市さんと、それから、箱根町さんと湯河原町さん
のみです。小田原市さんは下げました。1カ月ということで、既に解けてございま
すし。今、国のほうも、実は、3月29日から4カ月間指名停止ですから、実は7月2
9日で解除になった。

もう一つ、だめ押しで言いますと、清水建設さんについては、J R 東海さんと、こ
の問題が起きた後に、随意契約で工事を受注されていますので、いわゆる受注側です
ら、被害者だと思っていないという、非常に不思議な構図の案件でございまして、
ちょっとなかなか今までのケースとは違って、判断が我々も正直難しかったという
ところもございます。結果としては、先程申し上げたように、委員会の中で、その措置
を開成町としてはとらないという決定をしたということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（吉田敏郎）

湯川委員、よろしいですか。

ほかに。

佐々木委員、どうぞ。

○1 番（佐々木 昇）

一つ、まず大きいところで、ちょっと分からない。12 ページで、総合評価値で、1 位、2 位で、大体 0.2 の差がありますけれども、この 0.2 の差というのは、僅差というもののなのか、どのぐらいの差なのか、ちょっと教えていただきたい。

○財務課長（田中栄之）

なかなか表現が難しいのですけれども、これは中にも出ているのですけれども、いわゆる上位 3 社と下位 3 社は大きく違ったと思います。上位 3 社も、本当はちょっとした違いなんですけれども、文章の中に出てきますけれども、例えば、1 点、ZEB の場合に、この先生がおっしゃっていたのですが、いわゆる据え付けてオーケーではなくて、必ず試運転をして、チューニングをする。この例えば工程がとってあったか、とっていないかというのが、実は点数にはね返っているだとか、そこは技術力を持っていて、経験があるところは、当然やるべきだと思っているものが、やはりその工程の中にないだとか、というようなことの中で計算がついていることで。

これも、もしかすると御質問があるかと思って、私も昨日、電卓を叩きましたけれども、1 点の差というのは、1,632 万円の差に。ですから、2 点差ということだと、3,200 万円ぐらいの差になるのですけれども。だから、逆に言えば、金額が逆転していれば、結果も逆転するということになるかと。

○委員長（吉田敏郎）

和田委員、どうぞ。

○8 番（和田繁雄）

ちょっと教えてください。28 ページ、提出させる課題は云々とありますね。これは課題を見ると、そんなに分かりにくいとは思わないのだけれど、どの辺を分かりにくいと、委員は判断したのですか。

○財務課長（田中栄之）

それは私から。これは委員さんからお話があったのは、私ども不慣れだったせいから、まず一つ目は、表現方法が、分かりづらかったと。これは実際、入札執行後に、一部の会社の方から、なかなか書くのは難しかったです。非常に抽象的な部分もありましたので、そういうところについては、ここの最後にもあるように、今後もし同じようなことをする場合には、そこをもう少しブラッシュアップしてというような、大変厳しい言葉をいただきましたので。

○8 番（和田繁雄）

ということは、課題そのものではなくて、書き方、表現方法ね。そこを言われたと。

○財務課長（田中栄之）

そうです。質問する側と、提出する側、ともに表現が難しかったねと。いわゆる提案事項になってしまうので、変な話ですけど、作文のできの良し悪しみたいなものも、正直ないわけではないので、なかなかこういう分野は、数字で提案していただくものではないので、我々も終わって見て思えば、ちょっと厳しい表現をしたかなと。

その中にも出てくるのですけれども、非常にボリュームもありましたし、1社、これぐらいの厚みになるような提案でしたから、そういう意味では、本当に各社の方にはお手数をおかけしたなと思います。

○8番（和田繁雄）

コメントが、提案しやすい内容にすべきと書いてあるのだけど、ここは。

○財務課長（田中栄之）

先生方からすると、それが非常に、一つはさっき言ったように、分かりづらいということ、内容が専門的な、ZEBをやるにあたって、どういうことをしますか。非常に抽象的といえ、抽象的な聞き方をしているわけです。設計図はこうなっているけれども、御社だったら、それをどうしますかという聞き方をしているので、書く側も、実は審査する側も、これは御意見の中にあっただのですけれども、質問と答えがマッチングしていないよねという御意見をいただきました。ただ、先方さんとすれば、そこを一生懸命くみ取っていただいて、書いていただいた。書いてある内容が、プラスであれば、プラスの加点をしましたし、点数がつかないのも当然出てきた。そこが先生方がおっしゃっている、今後分かりやすいやり方をとというような御発言になったのかなと思います。

○委員長（吉田敏郎）

ほかにいらっしゃいますか。

菊川委員、どうぞ。

○6番（菊川敬人）

私も今の和田委員と全く同じようなところが気になっていたのですが、今回、総合評価ということで、はじめての経験というわけですが、中身を見てみまして、採点項目の中に、例えば、ISOの9001だとか、14001の環境だとか、品質を考慮した形での採点方法になるということ。あるいは、町民を意識した形、町民を意識した中での現場見学会とか、ということが項目に上がっていて、非常に項目を見た感じでも、理にかなっているというか、良いなという感じがございました。

基礎点のところは、大体同じぐらいのレベルで伯仲して、どこも遜色つけ難いかなという感じがしたのですが、先程のZEBの話の中で、一つ、評価の中に、ZEBに対しては下がったりということですね。内容ということと。あとは結果的にはメンテナンス性だとか、創意工夫について、ポイントに差が出たということでもあります。実際に応札された各社の方は、ZEBに関しては、経験というのは相当もっておられたのですかね。

○財務課長（田中栄之）

これは最初に評価の中に、そもそもZEBの建物の施工の実績がありますか、ないですかというような質問をしています。ただ、それは業界でまだまだはじまったばかりなので、そういう意味では、結果的に見ますと、1位と2位の会社さんは、大分ZEBに対する認識がありましたけれども、ほかのところは、まだまだ、我々が言うのも大変失礼なのですけれども、まだまだだなというのが文面からも感じられましたし、

やはり先程お話された中で、この建物の重要なことは、建てて終わりではなくて、建てたら、あれっと思うこともあるわけです。いわゆる79%、要は削減できるはずが、できない場合もある。何が悪いのだということで、チューニングをしていかななくてはいけないので、ここが実はノウハウがあるかないか、物すごい開きがあった。そういう意味では、そういう御提案をいただいたところがやはり点数がついた。そう考えると、例えば、そういう実績を持っているだとか、既にいくつか建てていて、ノウハウがあるよというところのほうが、点数を稼ぎやすいということにはなっているのかなと。

○6番（菊川敬人）

やはりそうですね。日本初ということが、一つのポイントかなと思っています。そういう意味では、ZEBの、どのくらい手掛けているかということ。評価の分かれ目になるのかなと思ったのです。そういう意味から逆に考えていけば、総合評価方式というのは、今回に関しては良かったかなと思います。

評価点、評価の内容については、専門委員の方が評価されていますので、その部分については、真摯に評価していかないといけない部分かなと思います。

結果から言いますと、私は今回の総合評価方式というのは、良かったと判断をいたしました。

○委員長（吉田敏郎）

下山委員、どうぞ。

○7番（下山千津子）

7ページで、柏木主幹の説明の中に、女性という言葉が二、三回出ましたけれども、この女性活用に関する調書で、5点中2点なのですけれども、具体的にどんなことを配慮していただいたのか。

○財務課長（田中栄之）

それは16ページのところをちょっと御覧いただければと思いますが、16ページ、様式5番、女性活躍というのがございまして、この中で、各社、ただ、これは手前味噌になりますけれども、こういう評価の中で、女性活躍を入れたというのは、大変先生方からの評価が高くて、これからはこういうものを入れていかなければいけませんよねという話で、さすがに大手さんですから、どこも既に大分進んでいる中で、ここにあるように、2点配点をして、ここは全てが2点でしたかね。全社満点の点数ですよ。になっていると思います。

非常に簡単なことを言うと、実はあたり前に、今までできていなかった、更衣室が女性専用があるとかないとか、あるいは架設トイレに女性専用があるとか、ないとか、そのトイレも、例えばウォシュレットみたいなものが用意されているだとか、どこも各社様、これは建設小町と言うらしいのですけれども、建設業界に携わる女性の活用ということでやられていましたので、その点については、その誤差の中で、多少表現が、内容の違いがありましたけれども、どこも大分進んだ取り組みをされているなという評価をして、先生方も、そこは評価をされているところかなと思いました。

○7番（下山千津子）

ありがとうございます。

○委員長（吉田敏郎）

では、副委員長、どうぞ。

○副委員長（前田せつよ）

先程、菊川委員の話に関連するかと思うのですが、13ページのF社の部分、各社の書類内容のところで、想定する留意点の検討ということで、1番は、先程課長がおっしゃったZEBの、実際運用にかかわって、どれだけその後、かかわっていかれるかという部分が一番大きいのだと思うのですけれども、そのほかに、想定された検討点がほかに何か特段あれば、お聞かせいただきたい。

○財務課長（田中栄之）

この中で言うと、ZEBの中で、もう一つ、今、ZEBというお話があったので申し上げますと、御承知のように、これは環境省の、いわゆる補助金を頂戴しようと思っていますので、その日までに必ずその業務が終わっていないと、検査に来たときに、その進捗が、例えば遅れていると、補助金がいただけないという大問題が発生する。そうすると、そういう部分は、これは14ページに出てくるのですけれども、結果的に、今、候補者になっているF社さんの場合には、ちょうど二つ目の四角ですね。ZEB助成に対する正確な出来高を積み上げ算定し年度ごとの到達工程管理をしますよと。これは横をずっと見ていってもらくと、他社はどこも触れていないわけです。我々は、こういうものは、事前にZEBでやっていますよということを募集要項の中でうたっているのですが、こういったものに対する意識があるのかなのか、要は工期内に全部終われば良いということではなくて、補助対象事業については、必ず補助対象の工事の期限内におさめるというようなところが、今の1番目の部分でいうと、点の分かれ目、そういう意味では、先生方も、ここは我々も、実は厳しいなと思ったのですけれども、0点という会社と、2点という会社とはっきり分かれたのが、やはりそういったところだなと感じています。

○委員長（吉田敏郎）

ほかに。

和田委員、どうぞ。

○8番（和田繁雄）

17ページ、地域業者の活用についてという、これは2社以上、もしくは1社以上、これは西湘地区というのは、これはどこまでの地域をまず含んでいるのかというやつと。

もう一つは、下請けで任せるところについては、受注者、こちらの裁量で決めるのか。そこに町は関与するのかとか、そこをちょっと教えてもらえますか。

○財務課長（田中栄之）

一つ目は、まさに西湘地区ですから、いわゆる、まさに頭に描いているところ。

2点目については、こちらからここを使えということはないです。ただし、ここで、

だからこそ、地域の業者を使ってほしいよとうたっていますので、こちらからAを使えだとか、Bを使えだとかということは、これはちょっとあり得ません。

○1 番（佐々木 昇）

ちょっとすみません。関連でいいですか、細かい話なんですけれども、地域業者、使う使わないという、あと金額というか、請負割合みたいなのところもちょっと気になるのですけれども、その辺の御提案みたいなのところというのはないですか。

○財務課長（田中栄之）

それはないです。多分、佐々木委員のおっしゃっているのは、毎年、いわゆる工事の組合の方がいらっしゃいまして、いわゆる二次請け、三次請けで、ピンはねされてしまうみたいな御要望もあります。ただ、こちらとすれば、きちんと積算をして、元請けにはお支払いをしているわけなので、そこはまさに私的な契約の中のお話なので、しっかりやっていただくということしか、なかなか言いようがなく、一方で、公契約みたいなお話もあるので、まだ、開成町はそこは手をつけてございませんので、現段階では、とっていただいた会社のモラルにお任せするしかないと言いたいようがないですね。

○委員長（吉田敏郎）

よろしいですか。

和田委員、どうぞ。

○8 番（和田繁雄）

すみません。質問、的確なのかな。この金額ありますよね、入札価格。これ大分前だけど、物価スライドという話がありましたよね。これはどういう形で考慮はされているのですか。

○財務課長（田中栄之）

これは契約の中で、当然うたわなければいけませんので、いわゆる県の単価であるとか、あるいは国の単価であるとか、改定されたときに、当然、お支払いをしなければいけないものについては、物価スライドということでお支払いをすると。それは契約の中でのお話があろうかなと思います。これは現段階で設計書に書いてあるものを、今の段階で積算をするものですから、当然、そこはスライドして、上がるのか、下がるのか分かりませんが、一般的にはどうしても上がると思いますけれども、それはお支払いをしていくという提案になります。

○8 番（和田繁雄）

そうすると、この物価というのが、例えば、消費者物価とか、いろいろあるのですけれど、どういう物価を使うのかということは、契約書の中できちんとうたうと。そういうことですか。

○財務課主幹（柏木克紀）

神奈川県物価スライド情報というのがございますけれども、それに適用されているもの以外は、当然ながらやれないと思います。大きなところでは、鉄骨の金額、またはコンクリートの金額、そして、一番大きく変動するのが、人件費の金額、そのあ

たりが大きなところでは。

○委員長（吉田敏郎）

よろしいですか。

石田委員、どうぞ。

○5番（石田史行）

私は、今回の工事をするので、周辺の騒音ですね。それを非常に懸念するところなのですが、その中で、24ページになるのですか。23ページから24ページ、周辺環境、安全対策をするということで5点満点、騒音だとか、振動だとか粉じん等ですね御提案をいただいたわけですが、大成さん、F社さんの②のところですね。こういう提案をされています。きめ細かい騒音対策によって、近隣住民等々への影響を抑制するというので、これはもう少し具体的に、こういったきめ細やかな騒音対策をいただいたのか。教えてください。

あれですか。取り立てて、ここできめ細やかなとおっしゃっているほどの、騒音対策なのか、そうではないのか。要するに一般的な騒音対策にすぎなかったのか。

○財務課長（田中栄之）

例えば、プール解体のときに、私も現場を見ていましたけれど、私も確認しました。もうちょっと違う機械を持ってくれば良いのではないかと思うことが、正直あるわけです。ただ、工期の中で壊すわけですから、それはやめろとは言いませんし、ちゃんと決められた中でやっているわけなので、例えば、そういう機械一つとってもそうだろうし、やはり振動が起こる機械もあるし、低振動型の機械もあるし、例えば、発電機一つとっても、低騒音型というのもあったりなかったり。一番大事なことは、まず、最初の住民説明会、それから、何か起きたときのレスポンスと、これが一番大事だと。これは約2年間ぐらい掛かる仕事ですから、あるいはここも壊すということも待っているから、下手に、ここで感情を害することがないように、そこはしっかりした会社が提案をした中で、このノウハウを持っている。細かいのは、実は表がもう1個あるように、ちょっと手元にないのですけれども、それぞれの提案の中で評価されたという。書いてあるかないかというお話もあるのですけれども、最近のこちらのプールではなかなか、問題もなかったとは正直申し上げられないところもありますので、そこはどうしてもしっかりと技術があるところではないと、危ないなというのはあります。そういう意味では、評価が高くなったのは、そういう理由かなと思います。

○5番（石田史行）

天下の大成さんですから、その辺、騒音対策、しっかりされると思うのですが、周辺の住民の方々にいろいろ説明されるときに、こういうふうにきめ細やかに、具体的に、騒音対策しますよというのは、きっちりと御説明をしていただいて、御理解をいただいて、対応をお願いしたいなと思います。

○財務課長（田中栄之）

本当にそのとおりで、そこが間違ってしまうと、どんなに良いものができるかとしても、やはり喜ばれなくなってしまうので、やっていく途中途中で、しっかりと、

例えば、中間説明会をしたり、先程言った現場説明を、見てもらったりということをしていかないと、なかなか御理解が難しくなります。そこは我々も含めて、会社に任せるということではなくて、我々も含めてしっかりやっていきたい。

○5番（石田史行）

説明会ですか。それは近々ではいつやるとか、そういうのは決まっていますか。

○財務課長（田中栄之）

一応今の予定でいうと、基本的には、7月25日に本会議で議決なのですが、一般的には、準備行為と言われている部分なので、その前に、やろうかなと。要は議決したら、すぐに現場に入りたいので、それより前の段階で、7月15日から25日ぐらいの間ぐらいで、早速開きたいなどは考えてございます。

○委員長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに。

和田委員、どうぞ。

○8番（和田繁雄）

出た質問かもしれないのだけど、これは応募の中に、大林組入っていないで、いろいろお世話になっていますね。もともと応募しなかったのですか。

○財務課長（田中栄之）

札が入らなかった。結果として、来なかったというのだけは事実ですので、それ以外のことを私が、この場では申し上げられません。

○1番（佐々木 昇）

細かい話になってしまうので、どこまで細かい話を聞いて良いか。細かい話をしているのですか。今、その上に①工事ルートとか、そういうものがあるのですけれども、その辺はどんな御提案で、あと時間とか、子どもたちがやはり渡っていたりと。

○財務課長（田中栄之）

まず、当然、時間というのは今決まっておりますので、早朝ありませんし、夜間ありません。これ一つ大きく分かれたのが、やはり現場をちゃんと見たかどうかなのです。提案されている、評価が高かったところは、ちゃんと通学路がある。子どもたちがその時間帯通るから、例えば、搬入は絶対しませんとか、はっきり書いてある。それは現場を見て、確認しましたけれども、要するに7時頃から現場を見ているわけです。その時間帯に一体どういう車が通る、どういう人が通ると、ちゃんと見た中で、そういう提案をしてきている。見て来ていないところは、ただ、地図だけを見て、ここから入らなければ良いという、簡単に言うと、書いてきてしまった会社も、ないわけではない。そういう意味では、それはそもそも、案件に対する姿勢のあらわれだなと、私は読み取りましたけれども、そういう意味では、今回、候補者になっている会社については、しっかりと現場を、ちゃんと時間帯を分けて御覧になって、その時間帯なら、こっちから。この時間帯なら、絶対搬入しませんだとかという御提案をいただいたというのが一つ。

○委員長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに。

山田委員、どうぞ。

○2番（山田貴弘）

今回、総合評価落札方式をとったということで、今までにない経験をされたのかなというところでは、職員のレベルも上がったのかなというところで、それを含めて見ていて結果的には良かったなというふうに喜んでいるところで、ここら辺の要因というのは、担当者が元建設にいた人間ではないですか。そこら辺のノウハウを生かせたと解釈して良いのですか。

○財務課長（田中栄之）

本人の口から言いづらいと思うので、私の率直な意見ですけれども、今、庁舎内にいる全職員の中で、彼以外ではできなかったと、私は思っております。そういう意味では大変良い経験をしてくれたし、今後、必ずやこの分野では、開成町しょって立ってもらわなければいけない人材ですから、非常に良い経験をしたなと。

やはり一番難しいのは、同じような案件が、なかなか見つからないことなのですね。確かにやっているのです。

例えば、庁舎でいうと、東京都の町田市役所さんとか、やっているのですが、やはりあちはビルなのです。明らかなビルなので、必ずしも同じではないし、皆さんからすると、どこから持ってきて、書きかえれば、町田市と書いてあるところを開成町と書きかえれば良いではないかという、そういうものでもなくて、しかもZEBという、全く今までどこにも表に出てきていないものなので、本当に研究しながら、よくやってくれたなと思いますし、ここで先生方から、多少御意見をいただいているので、今後、必ず生きるのですが、問題は、次、多分私が承知している範囲では、総合評価落札方式を使うタイミングというのは、めったにないかなと。なかなかパンフレットをお配りしましたが、通常の道路工事であるとか、ちょっと使いづらいのかなというのが本音なので、やはり構築物とか、建築物のときに効力を発揮するし、だから、値段と技術、提案のバランスというものが必要とされる案件に使いたいというのがありますね。

本当に今回は、外に出しても恥ずかしくないようなものをつくってくれたので、本当に良かったなと、率直に思っています。

○2番（山田貴弘）

内部の流れ的なものは理解しました。今回、総合評価落札方式による中では、透明性が図れるという部分では、大変効果があるのですけれども、逆に考えれば、課題が見えてしまっているというところもすごくあると思うのですよ。A社からF社の間で、ここの分野ではだめだけれども、こっちの分野で良いよねというものを、工事の最終的な段階でレベルアップをしていかなければいけないという課題があるのかなという。

片や、入札で落札価格が決まると、これは予算に入っていないよという部分でも出てくるわけではないですか。だけど、町とすれば、公共性が高いものだから、これは

プラスアルファしてでも、やらせなければいけないという課題も出てくると思うのですよ。そこら辺がある意味、田辺委員長の総トータルの中で評価、委員会としての評価を出されているではないですか。その中でちょっと気になったのは、工事状況の町民への公開方法についてということについては、全体から見ると、大変厳しい言葉が書いてあるかなという。

その中で一例をとると、物足りないところがあり、表面的なものを減点対象となったというところでは、ほかの分野では、こういう言葉を使っていないのですよね。今まで行政職員は、町民目線に立った中で、公表を前提にしてやってきた。ここはレベルアップしなければいけないのかなという部分を全体の中で感じたところなのです。そこら辺の課題というのは、これは委員会からのこういうコメントの公表で、それを業者側が取り入れるものなのか。また、別立て予算をとった中でやらせるのか。そこら辺の課題解決、どう考えているのかが1点と。

やはり工事請負をさせるとき、今までというのは、工事がいざ入りましたら、請負以外のことを、お願いするというのが大体ではないですか。そこら辺をどうサービス工事ではなくて、ちゃんとした工事として認めた中でやらせていくのかというのが課題なのかなと思うので、そこら辺の見解というのを。

○財務課長（田中栄之）

まず、1点目の公表について、結局、厳しい答えが出た理由というのは、簡単に言うと、どこもあまり今まであるやり方だよ。簡単に言うと。ただ、なかなか新しいものといっても、現場を見ていただいて、それから、藤沢市さんあたりもやっていました。いわゆる会社としての瓦版みたいなものをつくって、自治会回覧をする。そういう提案もいただいています。そこまでは割と、手あかがついた手法というのですか。では、それを超えて何をやっていけるのだというお話に多分先生方からすれば、はがゆさがあるのかなという感じがします。

ただ、例えば、1点言えば、昨年、エコプロというやつがあって、東京で、博覧会というのですか、展覧会というのですかね。環境に関する展覧で、開成町も取り上げていただいて、今回の落札候補者さんも取り上げていただいた。その中で、我々と手を組んで、もう少しブースを広げて、もっとZEBをアピールするだとか、という、少し外向けの、新たなことをやっていくには良いパートナーかなと思うので、これからの打ち合わせの中で、もちろん町民にということもあるのですけれども、大きいことを言うわけではないですけれども、やはり全国に発信していくということを考えていかなければいけませんから、そういったところで、組むには、非常に良い候補者さんかなと思っています。

2点目の話は、なかなか耳が痛い話で、そもそもサービスでやらせること自体が、決して良いと思えませんし、今回は、そういう意味では、これも言うと怒られてしまいますけれども、もともと予定している工事費から見れば、余裕が結果的にはありますから、きちんと払うべきものは払っていく。良い点があれば、当然、そういう形でやっていく。

一方でやっていく中でコストカットできるものについては、話し合いの中でコストカットしていくということはしっかりやっていかないといけないなと思っています。

○委員長（吉田敏郎）

よろしいですか。

山田委員。

○2番（山田貴弘）

1点なのですけれども、さっき搬入の時間等の指摘があるじゃないですか。ここに搬入するのは、いささか目に見えるところだから問題はないのだけれども、南小学校をつくったときとか、区画整理をやったときというのは、別の中央通りのところに工事車両が連なって、大変危険だというのがあったので、やはりそこら辺は事前に周知した中で、開成町内には、極端なことを言うが入るなという、極端なことですよ。もしくは待機場所、あそこのあじさいのところにもあるわけだから、それを開放した中でやれば良いのかなという。

○財務課長（田中栄之）

そうですね。私も今回提案を見ていて、どこも提案されているのは、今、そんなのあるんだと思ったのは、GPSで搬入車両が今どこにいるかということを今、全て把握されているようなので、そういったところできちんと把握をしていただいて、例えばですけれど、これからですけれど、仮に松ノ木河原の駐車場であるとか、ああいったところを待機場所、あるいは資材置き場にしておいて、そこで時間が来るまで待機するだとか、今度、ただ、あちらの方に説明も必要になりますので、そういうところも含めながら、そこはまさに大手であれば、しっかりと管理はしていただけていると思いますので、当然、提案している以上はしっかりやってもらおうと。

○委員長（吉田敏郎）

よろしいですか。

井上委員、どうぞ。

○9番（井上三史）

14ページのF社のZEBに関するコメントの中で、正確な出来高を積み上げ算定し年度ごとの到達工程管理という文言になっていますけれども、これは最も一番これから関心が集中して、見ていかなければいけない部分なので、細かいところ質問させていただきますけれども、この年度ごとを何年度まで、どのくらいのスパンの中で、これを責任もって算出をして、それが75、6%以上、本当に実現できるのかどうかという部分について、コメントは何かありますか。

○財務課長（田中栄之）

ここに書いてあるお話というのは、いわゆる年度をまたぐ工事になります。そうしますと、1年目で補助金申請している内容と、2年目に補助金申請をしている内容がある。そして、おのおのが、要は1月31日までに終わっていないと、補助金がもらえない。という問題があります。

そこでここで提案されているのは、いわゆる1月31日までに、これだけは必ずや

ってよねという工程管理をしっかりとやることと。もう１個大事なのは、１月３１日から、今回でいうと、平成３１年の大体６月ぐらいまでの間は、補助金に係るものをやってはだめなのです。これをやってしまうと、このやった分だけ、補助金対象から外されてしまうので、その間は必ずほかのことをやっていかなければいけない。

そこでしっかり、ここまでで必ず終わらせる。この間は手をつけないという工程管理をしていただかないと、我々は最終的に不利益をこうむりますから、そこをしっかりと理解されて提案されるということだと。

今、井上委員がおっしゃった数字というのは、ここで言っているのは、いわゆる削減率のお話ではなくて、補助金対象工事の進捗管理を進めるということですので、そういった意味での表現になっていると御理解いただけたらと思います。

○９番（井上三史）

それではあくまでも建設に伴う部分だけであって、できあがった後の管理とか、そういう部分は、その後と。

○財務課長（田中栄之）

それはまた別のところで、違うところの提案であったと思うのですがけれども、やはりその意味では、こういう会社の場合には、研究センターが持っていたり、実証管理等持っていますから、それとあわせて、BEMSですね。ビルのエネルギー・マネジメント・システムをデータを持って帰って、例えば、あるこの時間に冷暖房を少し抑えたら良いのではないかとか、あるいはこの部分をもう少し入れても大丈夫ではないかというようなことを、またあちらでフィードバックして、現場でチューニングをしていただけるということ。それがまた、今度、終わってから、先程言ったように、建てて終わりではないというのは、そこのお話だということです。

○委員長（吉田敏郎）

よろしいですか。

星野委員、どうぞ。

○１０番（星野洋一）

この中でかなり騒音対策とか、いろいろと入っていますが、万が一事故があったりとか、そういうものに対する対策みたいな文言というのは、項目にはないのですか。

○財務課長（田中栄之）

庁舎だから、一般的な工事、道路であろうが、何であろうが、緊急に対応するというのは、いわゆる連絡緊急対応表、誰がまず最初に受けて、どこへ連絡して、例えば、警察、消防というのは、必ず現場に張り出されていますので、その中で対応している。そこはあたり前過ぎて書いていない。

○１０番（星野洋一）

補償とか、そういうものは、また別のものになるわけですか。

○財務課長（田中栄之）

誰に対してですか。

○10番（星野洋一）

何かあったときの、事故があったときの補償みたいな感じは、町とか、向こうの会社とか、そういう割合とか、そういうのは。

○財務課長（田中栄之）

事故があったときは、施工者の責任かなと。ただ、近隣で何か起きたときには、そもそも会社のほうでそれに伴う保険を掛けていることが多いので、その中で賄う。

○委員長（吉田敏郎）

ほかに。

佐々木委員どうぞ。

○1番（佐々木 昇）

細かいところで、19ページで、様式9、配置予定技術者というところなのですけども、ちょっとこれ、違ったら違ったら良いですけど、私の印象だと、大成さんは大手ゼネコンというのを逆に、こういう方たちというのは、そろばんをはじいたりとか、研究したりとかというような印象なのですけども、実際、現場の技術者としてどうなのかなという、どこかで違う、そういう方を頼んでいるんだとか、何かそういう派遣ですか。派遣社員さんとか、でも、しっかりした技術者さんが、ちゃんと準備していただけるのか。逆に細かい仕事になってしまったり。その辺どうなっているのか。

○財務課長（田中栄之）

既に現場代理人というのかな、管理者は確定をしております。もう御挨拶も来れて、既に一、二回打ち合わせしている。直近では、藤沢市民病院でしたか、市立病院、これの現場を管理された方で、とても信頼できる。会ったばかりですから、もちろん裏は分かりませんが、表向きというのかな、話していて、きちんと意思が伝わるし、向こうから真摯に受け止めていただけるという姿勢があるので、そこはやはりしっかりとした方がついていて、これは営業サイドも言っていましたけれども、本当に、これはお世辞ではなくて、社運をかけてこの仕事をとってきたものですから、しっかりとした方がやっただけると我々は理解をしている。今の話でいうと、もちろん社員の方ということで間違いありません。

○1番（佐々木 昇）

本当にもう一つ、細かい話になって、ちょっとページ分らないのですけど。あじさいパネルこれが何かちょっと結構、提案の中で入っていますけれど、ちょっと正直、やめろとも言いませんけれども、何か今回、防災の拠点という割に、デザインのために、リスクを背負っているのかなと、その辺について、ちょっと。

○財務課長（田中栄之）

あえて言いますと、デザインのためではなくて、ちゃんと遮蔽効果があると。落下するといっても、ガラスとガラスの間にはさまっているのですね。別にそれが下の人に落ちこちてくる、ガラスが割れてしまえば別ですけども、御承知のように免震装置ですから、建物がゆがむということは、全体が動いてしまうので、一般的には落ち

ないのですが、あえて言うと、そういう意味でいうと、こちらがそういうふうに、どう考えますかと言ってしまったから、落ちないようにしますと、大体どこの会社の方も書いてきたというのが、ここ、確認すると、落ちるはずがないのだけれどなど、設計者も言っていますけれども、ただ、こちらが何かありますかと聞いたので、会社さんとして、結構の会社さんが同じようなことを書いていらっしやいましたね。落下しないように、基本的には、設計で落ちるような設計はしていないので。そんなには心配していない。

○委員長（吉田敏郎）

よろしいですか。せっかくの会ですので、聞きたいことがありましたら。

山田委員どうぞ。

○2番（山田貴弘）

これは基本的なことなのですけれども、委員会とか、いろいろと会議が、なんか録音されているわけですね。この会議。

○財務課長（田中栄之）

これはしています。

○2番（山田貴弘）

何かあったときには、そこら辺の公表というのはできる。

○財務課長（田中栄之）

音声データはしないです。ものは持っています。音声データとしての公開はしていないです。

○2番（山田貴弘）

仮に、何かあった場合の。

○財務課長（田中栄之）

言った、言わないみたいなやつですか。

○財務課主幹（柏木克紀）

委員会の中では、内部で最初に決めている内容が、そもそも成熟されていないので、全部の時点では公開しないというところで、最終的に、この入札結果報告書に全てをまとめて報告するというので、最終的にになりましたので、それに対して1個ずつの会議録を公開するというのは、今考えていないです。

○委員長（吉田敏郎）

よろしいでしょうか。

（「なし」という者多数）

○委員長（吉田敏郎）

それでは、田中財務課長と柏木主幹から説明をいただきました。業務のほうも別にあるかなと思いますので、それでは、お二人には、説明をいろいろありがとうございました。

○財務課長（田中栄之）

ちなみに、全然関係ないですが、実は町民センターも大成建設だったそうでございます。

まして、そちらも知らず、向こうも知らず。すごい話になっていまして。あれ、みたいな話に。営業の方も知らなかったと、せいせいと言われまして、うちもよく分かっていなかったという。そこは縁があった。

○委員長（吉田敏郎）

では、どうもありがとうございました。では、また、7月25日に。ここで休憩をちょっととりたいと思いますので、再開を10時45分ということでお願いします。

午前10時36分

○委員長（吉田敏郎）

では、皆さん、再開をさせていただきます。

午前10時45分

○委員長（吉田敏郎）

先程はいろいろ入札云々に関して、いろいろ質疑ありがとうございました。改めて、25日に向けて、皆さんまた、議案に対する質問をしていただければと思って、それではよろしくお願ひしたいと思います。

それで議題に載っております。その他というのがありますがけれども、その他で、皆さんから何かありますでしょうか。

○2番（山田貴弘）

住民説明会、さっき開いていくと、あれは我々で行かなくていいのですか。

○委員長（吉田敏郎）

我々と言いますと。

○2番（山田貴弘）

委員会として。そこら辺がこれから課題になってくると思うのです。工事を始めれば、住民からの苦情とか、そういうものが我々出てきたときに、どう委員会として対応していくのかということ。住民説明会からまずは、全員で行くものなのか、半分ずつ行くものなのか。

○委員長（吉田敏郎）

ちょっと今、山田委員から提案があったのですがけれども、住民説明会、25日前にやるということを聞いていますけれども、そちらのほう、もし決まって、今、山田委員から、委員会として、皆さんで行ったほうが良いのではないかという、そういう今、話がありますけれども、今、皆さん出ていますが、どうですか、これ。住民説明会。皆さん、個々にという形でも皆さん行かれるのかなというのはありますけれども、委員会とて、皆さんで行くという。

○議長（茅沼隆文）

住民説明会、さっきの話だと、7月15日から25日の間ということをおっしゃったので、スケジュールが決まっていない部分で、決まったら、それは住民説明会を開始する前に、我々に一つ説明されたらどうですか。委員会を開いて。

○委員長（吉田敏郎）

今、議長が言ったのは、要するに町からの住民に対する説明を、まず議会のほうか

ら先に。そういうこと。

○議長（茅沼隆文）

そうじゃないと、住民からどういう反応が出てくるかも想像できないでしょう。

○委員長（吉田敏郎）

やはり今日我々に説明したようなことをするのでしょう。

○副委員長（前田せつよ）

トラックの搬入の状況とか。

○2番（山田貴弘）

それでだから、町民から質疑が出てくるのを、こういう改善しますからとか、そういうようになってくると思いますけれど。

○委員長（吉田敏郎）

日にち、それから、云々等は、また、行政から説明があると思いますけれども、まず、委員会として参加するかしないかというのはどうですか、皆さん。

先に委員会として、そちらの先に、議会に説明していただくというようなことも。

ちょっとそれ、こちらのほうで正副のほうで事務局とちょっと調整させてもらってもいいですか。

（「異議なし」という者多数）

○委員長（吉田敏郎）

では、そのようにさせていただきます。

では、こちらのことに關しては、説明会に關して、皆さんのほうに、なるべく早くお知らせするようにします。

○2番（山田貴弘）

今、議長にしてもらった、説明会の前に、我々に説明をするのが一つと。仮にそれが不可能であれば。

○委員長（吉田敏郎）

説明会の区切りが、町民の説明のときに。

○2番（山田貴弘）

あくまでも、特別委員会で動いているよというところを見せたほうが良いと思う。委員長、副委員長二人で行くにしても、行かないしても報告してもらわないといけな
いから。

○1番（佐々木 昇）

みんな行きたいと思うのですがけれど、私、あるところの説明会に行くときに、関係
ない人がどうのこうのという意見も、あまりぞろぞろ行くのというのは、どうも町民
の住民たちがどう思うかというのがあると思う。

○委員長（吉田敏郎）

議員がずらっというのではなくてして、ところどころにこういうふうに座っている
形になれば、それもありですけれども。議員ですよとずらっと並ぶのも。

○副委員長（前田せつよ）

あとあれですね。事前説明会の対象の町民が何人ぐらいの規模になるかよって、それによっても大分違うと思うんですね。大勢いられば、ばらけて、議員がいても良いのでしょうかけれども、あまり人数が少ししかないのに、議員がいると、目立ってしまうという、バランスもあるのではないですか。

○1 番（佐々木 昇）

町民説明会だと思うんだけど、良いのかな。そのときは、地権者の説明会だったので、そのときには、町民説明会だったら、別に問題ない。誰が行こうとも。

○委員長（吉田敏郎）

その前、さっき議長が提案いたしました。事前に我々のほうに説明、そういうのも含めて、皆さんのほうに連絡させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、先程の財務課から説明した中での、その他について、皆さんいろいろ出尽くしましたので、その他について、何か、よろしいでしょうか。

○1 番（佐々木 昇）

この辺でそろそろまとめを1回やらないと、委員長、大変なのではないですか。

○委員長（吉田敏郎）

その中で一つ、こちらのほうから皆さんに、事前に皆さんから議会としてタブレット、そういうものの導入ということに対して、一応そういうものは使っていく方向性ということは、皆さんの中で理解をしていただいたのですけれども、まだ、タブレット導入に対して、議会として決定したということがまだないので。そういう形で、タブレット導入のことにに関して、特別委員会の中で、皆さん、こちらを導入すると、そういう決定をまだしておりませんので、そちらのほうを皆さんでお話をしていただいて、導入するという方向性は皆さんでも認識はしておりますので、それでよろしいですかということで、皆さんに相談したのです。

○9 番（井上三史）

導入することを特別委員会として、きちんと形になりますので、提言をしていただきたいという立場で。

○2 番（山田貴弘）

時代背景の中で、タブレット導入というのは理解するのだけれども、その前に1回調査をしないとだめなんですね。かなり自分の中での、タブレットはこういうものだよという理想論だけで、議決というか、みんな、では入れましょうよという前に、これを入れることによって、こういうところが便利になるよとか、紙が減りますよとか、そこら辺を調査しなければだめですかね。根拠をちゃんと示さないで。

○9 番（井上三史）

以前、私が提案したのは、議会にタブレットを实际持ってきて、こういうふうな使い方ができます。こういうふうな方向性がありますという学習会をしましょうねということを私、提案したことがあるのです。それを全然その後、どうなっているのというぐらい、音沙汰なかったです。まさに山田委員が言われることを、私はずっと前に提案してきたわけです。

○5 番（石田史行）

仮に業者さん等から説明を受けるということになると思うのですが、そのときには、1 社だけではなくて、複数社のプレゼンをしていただくようお願いをしたいなど。

○委員長（吉田敏郎）

それでは、ほかに、タブレットに対してちょっと意見を言いたい人がいましたら、よろしいですか。

○6 番（菊川敬人）

タブレットに関しては、基本的なところを押さえておかなければいけないと思うのですが、議会単独ではなくて、町側もやるわけでしょう。ですから、そこは同じものをということで、メーカーさんを統一したほうが良いかなと。アフターメンテの問題もありますし。ですから、今、町で考えているところを確認しながら、進めていったほうが良いかなと。

○委員長（吉田敏郎）

ありがとうございます。一応今、菊川委員からも町側も使用する傾向もあるのでということでお話を伺いました。一応こちらに関しては、特別委員会の中では、使用しようよという認識はありますし、こちらに関して、今、いろいろ意見をもらいましたので、こちらのほうで、タブレットに関しては、いろいろ調査といいますけれど、会社に対するものとか、そういうものをはやめに調整をして、皆さんにお知らせをするつもりでありますけれども、そういう形で進めていくことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という者多数）

○委員長（吉田敏郎）

では、そういう形でタブレットに関しては、皆さんに一度いろいろ説明をする機会を持ちたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○2 番（山田貴弘）

タブレットの導入を検討するのは、先程言ったように、反対ではないのですが、それとあわせて、改革の方になるのかかもしれないのですが、例規集というのがあるではないですか、図書館に。あれそのものが要るのか要らないかという検討も必要なのかなという。今、予算を使って、改定ごとに紙を入れ込む作業というのをしているわけではないですか。それをタブレット導入をすることによって、そもそも論が要らないのかなとなってくると、図書館のあり方というの、今後、改革の一つで、あわせた形で、条例の部分で、書いていなかった記憶がある、自分の中で。例規集を用意しなければいけないというのは、確かなかったと思うので。そこら辺、削減ができるのであれば、そのものをタブレットに変えるような、データにするやり方もあわせて検討するべきかなと思うので。それは改革なのか、どうなのかというのもあるのだけれども。

○委員長（吉田敏郎）

これは議会改革の中で、また議題にいくようにします。確かにそういうふうになれ

ば、例規集、大変な思いをして、コストも大変だと思いますけれど。

○ 9 番（井上三史）

特別委員会でもう一つやっておかないと思うのが、要するに議会の映像をリアルタイムで発信できるようなことを考えるものなのか。あるいは録音したものを後で Y o u T u b e のような関係で見るとものなのか。その辺のところをしっかりとこの特別委員会の中で、議会の中のそのものをどのように公開するのかというのを、きちんと押さえておかないといけない。要するにこういう機材を入れましょうとか、こうしましょうというのではなくて、この委員会としては、議会を公開するかどうかということを決意して考えていかないといけないと。

○委員長（吉田敏郎）

一応今までにインターネット中継は、そういう方向性で特別委員会では話があります。ただ、方式等々の詳細は、まだ、決定はしておりませんので、それも含めて、今、井上委員から言われましたけれども、タブレット、並びにインターネット中継に関してを早めに皆さんで議論していきたいと思います。

○ 9 番（井上三史）

討論はしてきたと思うのですが、特別委員会として、中継をどうしますかということは、きちんと確認ができていないので、そういう意見は、今までも様々やってきておりますので、ただ、それが議論しただけであって、委員会としての結論が出ていないのです。インターネット中継しましょうねという。では、それに伴う機材は入れましょうね、ぐらいはきちんとすべきことだと思いますけれども。

○ 2 番（山田貴弘）

確認なのですが、インターネット中継はやるという話になっていたのですよね。

○委員長（吉田敏郎）

そうです。やる方向に。

○ 2 番（山田貴弘）

だから、以前やっていたわけではないですか、試行で。新しい新庁舎ができたときには、導入しましょうねという話だったのですよね。

○ 9 番（井上三史）

私は、Y o u T u b e で、録音したのを後からやる。簡易的なものでやるから、リアルタイムできちんと中継が放送できるようなことをするのかというのは、まだだったような気がする。

○ 2 番（山田貴弘）

それはやり方の問題ではないですか。

○ 9 番（井上三史）

ええ。そのやり方をどうするかということは。

○ 2 番（山田貴弘）

Y o u T u b e は、まだ使えないのだよね、役場は。だから、違う部分を考えなければいけない。だから、やるという前提で考える。

○ 9 番（井上三史）

私は議論で終わっちゃっていたのではないかなと思っていたのだけれど。

○ 2 番（山田貴弘）

いや、だから実際、実行したわけではないですか。

○委員長（吉田敏郎）

委員会の報告の中にもそれはやる方向にただ、詳細については、まだ、金額とか、何かは後でということになっています。

○ 9 番（井上三史）

分かりました。

○委員長（吉田敏郎）

それでは、タブレットについて、皆さん、正・副のところで決めて、皆さんのほうに配信させていただきますので、お願いしたいと思います。

○ 9 番（井上三史）

今後、議会の中で、一般質問等、あるいはいろいろやるごとに、その資料の提示の仕方によっても、考えておかなければいけないのが、例えば、一般質問するときに、こういう手持ち資料、今までは議長の許可をもらって、議場に運んで良いかどうかというやりとりもあったのですけれども、これからは、これをきちんと大型スクリーンで示すことができれば、今までの一般質問のやり方は、質問する議員と答弁する議員のやりとりの中でしか分からなくて、傍聴者とか、あるいは執行部とか、それが、機材も必要だと思う。そういうことも、特別委員会で決めておかなければいけない。

○委員長（吉田敏郎）

それは、また。

○ 1 番（佐々木 昇）

スクリーンはいずれにしても、入れないと。

○ 9 番（井上三史）

資料はそのような形で。一般質問を。例えば、グラフだと、ぽんとやると、画面が出て、みんなが質問するやりとりの中で、そのグラフなどを見ながら質問のやりとりが確認できると。それをやらないということになってしまったのだっけ。

○ 2 番（山田貴弘）

あれはやらないということになったんですよ。

○副委員長（前田せつよ）

モニターで担保をする形で。

○ 10 番（星野洋一）

事前にモニターに読み込ませておいて。

○副委員長（前田せつよ）

そうすれば、モニターだから、もっと近場で見れる。

○委員長（吉田敏郎）

それも含めて、今までの議会機能について云々の、これはもう決まったことで、こ

れはこういうふうになった、ここはこうだということを、すみません。改めて、委員長報告の中で、皆さんに提示をしますので、それでその中で、皆さん対応して確認していただきたいと思います。

それでは、今日の特別委員会で、ほかに皆さんのほうからありますか。よろしいでしょうか。

（「なし」という者多数）

○委員長（吉田敏郎）

そうしましたら、今日の２１回目の調査特別委員会、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

午前１１時０５分 散会